

第八號議案

治安維持法改悪反對闘争ノ件（可決）

岡 五 郎 説明

今回改正サレントスル治安維持法ニハ大反對デアル、内容ニ付テハ週報新聞ニ掲載サレテイルカラ省略スルガ從來ノソレハ共產主義排撃デアリ又少數一部ノ擁護デモアツタガ今改善サレントスル法案ハ共產主義彈壓ノミナラス全無産階級ヲモ取締ラントスルモノデアリ特ニ國家社會主義ニ鋒ヲ向ケテ來タ實ニ彼等ハ日本ノ歴史ヲ冒瀆スル甚シキモノデアル

大化ノ改新ハ明カニ國家社會主義的根據ニ於テナサレタ、國体ヲ云爲セントスルノガ資本家ノ常套手段デアル、故ニ改悪セントスル法ヲ天下ニ暴露スベキデアル、皇室ト資本主義トヲ結バントスル治安維持法ニ對シテハ我々ハ斷乎トシテ排撃セネバナラヌ

實行方法

勤勞日本黨並ニ各團體ト協力シテ排撃スルコト
其他新役員ニ一任

矢尾喜三郎ノ贊成演説アツテ滿場一致可決ス

第九號議案

勞働諸法規制定ニ關スル件（可決）

日 高 雄 兒 説明

現行保護法ハ勞働階級ヲ欺瞞シ吾等ヲシテ奴隸的支配ヲナサントスル外何者デモナイ此矛盾的欺瞞法サヘ未ダ一般勞働者ニハ何等ノ制定ナク之ガ爲メニ吾等ハ一層悲愴ナル採取ヲ強化サレテ居ル 吾等ハ左ノ各項ノ改正並ニ制定ヲ要求ス

- 1、現行工場法、續業法、健康保險法ノ改正
- 2、屋外勞働者災害扶助法ノ改正
- 3、商業使用人法ノ改正